

## 国際私法事件における

### 欧州共同体裁判所判決の効果

岡 本 善 八

一

欧州経済共同体の備える法制度が、わが国裁判所における国際私法事件に直接何らかの関連を持ちうるか否かの問題は、わが国の国際私法学においては、比較国際私法学として一九七三年発表の国際私法草案（契約および非契約債権）、一九七三年発効の民商事案件の裁判管轄および判決執行条約などには関心が払われるのに比して、ほとんど論及せられない現状にある。その理由が主として欧州経済共同体の団体的特質が国家と著しく異なることによること、並びにその特質につきいまだ必ずしも性質決定が定着しないことによる事からすれば、現状において軽々な断定を差し当り避けることも充分理由はある。ただ他面わが国のECとの現実の交流、さらにEC法概念が次第に普遍的に承認されつつある推移からすれば、欧州経済共同体法制のうちわが国際私法事件に関連をもちうる問題点につき暫定的ながらも何らかの判断を示すことが許される時期に立ち至っているのではないかと考えられる。

そうした発想に立つ場合、国際私法事件の二つの問題に対応して、欧州共同体法制についても、欧州共同体法の準

拠法適格と欧州共同体裁判所判決の承認可能性の二つの点が問題となりうるが、前者については別に検討する機会があったため、本稿は後者すなわち、欧州共同体裁判所判決についての民訴二〇〇条の適用または類推適用の余地、ならびに判決承認の対象とならない場合の効果を検討する事を目的とするものである。

## 二

民訴二〇〇条における外国判決とは、私法上の法律関係に関する訴訟につき裁判権を有する外国の司法機関のなした終局的判決を意味する<sup>1)</sup>。従って本稿における題目の検討に当っては、第二〇〇条一号乃至四号の要件の充足性の有無に先き立ち、欧州共同体裁判所が私法事件につきいかなる管轄を有するか、および、欧州共同体裁判所が同条にいう外国裁判所に準ずべきものと解しうるかの二つの問題の検討が必要である。

前者については、「欧州経済共同体を設立する条約」(一九五七年三月二十五日於ローマ署名・一九五八年一月一日発効)において定める管轄規定を通じて私法事件が発生する可能性を見るほかはない。

欧州共同体裁判所の機能は、条約一六四条により「裁判所は、この条約の解釈及び適用について、法規の遵守を確保する」として定められるが、現実には極めて多様な性格が与えられ、「共同体機関の決定に対する提訴が問題となる時は、その機能は行政裁判所、時には憲法裁判所の性格を帯び、不法行為に関する訴訟に関する場合は民事裁判所に類似し、委員会による罰金に対する提訴に関しては刑事裁判所に類似する。またその背景には国際裁判所を思わせるところがあるが、その類似性は一見考えられるよりは希薄であり、むしろ国内裁判所の一般機能への類似性が強い。裁判所は、共同体成文法の発展および実行ならびに共同体法の加盟国法への結合に努めるものである」とせられるこ

とく、管轄についてもそれぞれ特異な要素をもつ。<sup>(2)</sup>

そのうち Valentine は、管轄の分類を次のごとく分類する。<sup>(3)</sup>

(一) 国際的管轄 (International Jurisdiction)

欧州経済共同体条約は、他の二共同体条約と同じく、加盟国が条約上の義務に違反するときは裁判所に提訴しうるが (EEC 一七〇条、E.C.S.C 八九条一項、E.U.R.A.T.O.M 一四二条一項)。さらに条約の目的に関連のある構成国間の紛争が合意により裁判所に付託されるときは、その紛争について裁判を行いうる (一八三条)。また個別的事項としては、国家援助廃止に関する委員会決定の不遵守の場合の裁判所に対する直接付託 (九三条(2)一項)、二二三条・二二四条に定める国内公益保持権の濫用についての付託 (二二五条二項) が挙げられる。

(二) 共同体機関の実行行為の合法性についての管轄 (Jurisdiction over the Legal Validity of the Executive Action of the Organs)

これは EEC 条約中の理事会・委員会・欧州投資銀行などの諸機関の決定の有効性についての係争事件である。

(a) 共同体機関による提訴

EEC 条約においては、理事会は、委員会の定める規則、命令、決定の有効性を裁判所に提訴しうると共に、逆に委員会は理事会の規則、命令、決定の有効性を争いうる (一七三条一項)。この管轄は、それぞれ理事会および委員会が、なすべき決定を避けた場合に、その要請後なお二箇月経過したときにも相互に認められる (一七五条一項)。なお委員会・理事会は、欧州投資銀行に関し、銀行総務会が行なう議決に関し、一七三条による訴を提起することができ (一八〇条(6))、銀行理事会の行なう議決についても、定款違反を理由として一七三条の訴を提起しうる (一八〇条(6))。

(b) 加盟国による提訴

加盟国も、理事会・委員会の拘束力ある行為の有効性を争いうるほか（一七三条一項）、それらの決定義務回避についても提訴しうる（一七五条一項）。加盟国は、なお欧州投資銀行総務会および銀行理事会の議決につき、(a)に述べた他の二機関と同じく提訴しうる（一八〇条(b)(c)）。

(c) 個人または法人による提訴

個人または法人も、(i)自己を対象とする決定、(ii)規則の形をとる決定あるいは他人に対する形をとる決定であっても、自己に直接かつ個人的に関係のある決定に対し、無権限、手続上の違反、条約もしくはその適用に関する法規侵犯、または権限の乱用を理由として合法性の審査を要求することができ（一七三条二項）、また共同体機関が拘束力ある行為をとるよう要請された時から二箇月の期間満了までに、当該個人または法人に対し執ることを怠ったときも提訴することができる（一七五条三項）。

(三) 条約の実行から生じる管轄 (Jurisdiction arising out of Enforcement of the Treaties)

条約実現の確保の基本的な責任は共同体機関にあるが、加盟国も条約の実行に主要な責任をもつことから、加盟国の実行義務違反を直接に委員会に問いうる場合として、国家援助廃止に関する委員会決定不遵守（九三条(2)一項）、国内公益保持権の濫用についての付託（二二五条二項）のほか、加盟国の条約義務違反を認める委員会意見に加盟国が従わない場合の裁判所付託（一六九条二項）がある。個人または法人に対しては、その違反に対し直接執行性をもつ罰金を科することにより実行が確保され（八七条二項）、不服の場合は裁判所に提訴しうる（一七三条二項）。

四 条約に関係をもつ勧告的意見 (Advisory Opinions in connection with the Treaty)

EEC条約ではEECは非加盟国または国際組織と国際協定を締結し得るが、理事会・委員会・加盟国は予かじめ協定の条約の規定との両立性につき意見を求めることができ、裁判所が否定的意見を与えたときは、EEC条約の改正と同様により厳格な二二六条の手続によらねばならない(二二八条二項)。

(四) 国内裁判所で共同体に関する事項が問題となる場合に共同体に関する事項を決定する専属的管轄 (Sole Jurisdiction to determine upon Community Matters when these figure in Cases before Certain Municipal Courts)

国内裁判所の事件において、条約または共同体機関の拘束力ある行為の効力または解釈が問題となるときは、EC裁判所は条約違反の有無の判断または解釈を行なう(一七七条)。国内裁判所が最終審でない場合でない場合はその裁判所でも解釈をなしうる点で併存的であるが(同条三項)、内裁判所が最終審のときはEC裁判所のみが専属的管轄をもつ(同条三項)<sup>(4)</sup>。

(1) 三浦正人「外国判決」(国際法辞典・一九七五年、八四頁)、沢木敬郎「外国判決の承認ならびに執行」(山田・沢木編、国際私法講義一九七〇年、二四六頁)。なお、池原季雄「国際私法、経営法学全集二〇巻、昭四二、三八六頁、三井哲夫・「外国判決承認の要件としての外国裁判所の管轄」、実務民訴講座六巻、昭四六、七五頁、海老沢美広・「外国判決の承認・執行」(山田・沢木編、国際私法演習、昭四八、二二二頁)、池原編・涉外判例百選(昭四二)中の、矢々崎第八五項目、三ツ木第八六項目、池原第八七項目目録など参照。

(2) A.Campbell, Common Market Law, vol. 3 1973, p.307 に於て A. M. Donner, 81 Law Guardian 7 (June 1972) の叙述。なお同様に多様性の指摘については P. S. R. F. Mahjisen, a Guide to European Community Law, 1972, p.151; D.G. Valentine, The Court of Justice of the European Communities, vol. 1 1965, p. 9.

(3) D. G. Valentine, *ibid.*, p. 9. ただし本稿はD.G. ValentineのEEC条約関係に限定して叙述をなした。Lipstein, The Law of the European Economic Community, 1974, p.313. も共同体裁判所は、EEC条約、EEC条約、EEC条約、EEC条約の三つの条約上の管轄を持つが手続が同一であるか、比較対照的解釈が可能であるから、EEC条約について説明すれば充分である。Lipstein, *ibid.*

(4) Anthony Parry and Stephen Hardy, EEC Law, 1973, p.83. の掲げる管轄表によれば、次の管轄が認められる。

EEC条約上のEC裁判所管轄

条約条文	管轄事項	原告	被告
93(2)Ⅱ	国家援助廃止に関する委員会決定不遵守による169条170条の付託	委員会 および 利害関係国	加盟国
157(2)Ⅲ 〔併合条約19 ・10条参照〕 160	委員会委員の160条による罷免および年金受領権喪失	理事会 および 委員会	(委員会委員)
169	加盟国の条約上の義務違反	委員会	加盟国
170	”	加盟国	加盟国
172	規則に定める制裁権	(すべての者)	(委員会)
173Ⅰ	理事会および委員会の拘束力ある行為の合法性審査	加盟国 理事会 委員会	理事会 委員会
173Ⅱ	原告に向けられた決定または原告に直接かつ個人的に関係ある決定についての合法性審査	すべての自然人 および 法人	理事会 委員会
175Ⅰ	行為実行義務違反	加盟国 他の共同体 機関	理事会 委員会
175Ⅲ	原告に対してなされるべき行為の実行違反	すべての自然人 および 法人	理事会 委員会
177	中間判決	(国内裁判所)	
178	215条Ⅱに定める共同体の不法行為責任	(すべての者)	(共同体機関)
179	共同体と使用人との紛争	(使用人 および 共同体機関)	(共同体機関 および 使用人)
180	欧州投資銀行に関する管轄	—	—
180(a)	169条の訴	銀行理事会	加盟国

国際私法事件における欧州共同体裁判所判決の効果

180 (b)	173条の訴	加盟国 銀行 委員会	銀行総務会
180 (c)	銀行定款21条(2)、(5)、(6)および(7)の手續違反による173条の訴	加盟国 委員会	銀行理事会
181	共同体の名において、または共同体のためにする契約に関する仲裁条項による管轄	(すべての者) (共同体機関)	(すべての者) (共同体機関)
182	合意による紛争付託	加盟国	加盟国
184	規則の適用除外の抗弁	すべての者	理事会 委員会
225 II	防衛など国内公序に関する223条・224条の濫用による169条・170条管轄	委員会 加盟国	加盟国
228 (1) II	新たなる国際協定の条約違反の有無に関する意見	(理事会・ 委員会・ 加盟国 付託) 委員による	—

三

以上のうち、まず一六九条および一七〇条の、加盟国の条約上の義務違反に関する管轄 (recours en constatation de manquement, the action against Memberstates for failure to fulfil an obligation) は、この規定がない場合には管轄をもちうる国際司法裁判所のごとき他の国際的裁判所の管轄を排除する点で(三一九条)、それ自体国際的裁判所としての性格が認められないとせられるものであるが、その手續は一六九条と一七〇条により若干異なり、前者については条約の適用確保についての監視機能をもつ委員会の主要な職務に基づくものとせられ、みずから加盟国義務違反の意見を發表した後、意見に従わない場合は裁判所に提訴し、一七〇条により加盟国が提訴をなす場合も、委員会の審理前置主義を採用することから、

国内裁判所としての性格も認められないではない。ただこの場合の手続は、必ずしも訴訟事件である必要はなく、明確でない問題点の解釈を得るためにその手続が採られることもあり、その不履行に何らの制裁も課せられず、また共同体の成功を基本的に加盟国の積極的善意にからしめるといふ原則を反映し、一七一条における判決は宣言的な効力をもつにすぎないとせられる。<sup>(4)</sup> この判決については、民事案件の判決でないことは論を俟たず、民訴二〇〇条の問題は生じようもないが、加盟国の義務違反が 48/65 Lüticke v. Commission, Rec XII 27, [1966] CMLR 169 のドイツの輸入乳製品の取引税<sup>(5)</sup> 2 & 3/62, Commission v. Belgium and Luxembourg, Rec. VIII 813, [1963] C. M. L. R. 199 のしようが入キーについての一二条の輸入関税関連事件等々に見ることく、経済・行政法規の条約違反に関連し、それが民事無効をもたらす公法である場合の準拠法適格性については、純理論的な問題ながら問題がないではない。この判決は、その義務違反が、加盟国の憲法上規制力をもたない機関によるか否かにかかわらずなされうることから<sup>(6)</sup>、第三国の立場から当該国の憲法裁判所の法規無効をもたらす判決と同種のもの<sup>(7)</sup>と断定すべきかについては若干の躊躇が感ぜられるが、この制度が個人が加盟国の義務違反を問うる一七七条と併立するものであると解する余地もあり、後者の場合第三者としては法規無効と判断すべきであるとの立場に立てば、一六九条・一七〇条の判決は加盟国法規の実効性判断に際してよべき一の基準と解すべきであろう。

(1) K. Lipstein, *The Law of the European Economic Community*, 1974, p.313.

(2) P. S. R. F. Mathijssen, *ibid.* p.153; A. Parry and S. Hardy, *EEC Law*, 1973, p.95<sup>o</sup>. 本条は、一五五条の定める委員会の条約の審判 (watchdog) としての職務の中心の主要なものである。

(3) A. Parry and S. Hardy, *ibid.* p.94, 11-01.

(4) D. Lasok and J. W. Bridge, *Introduction to the Law and Institutions of European Communities*, 1973, p.157; Lipstein,



ibid p.315.

(5) 48/71 Commission v. Italy, [1972] C. M. L. R. 699.

(6) A. Parry and S. Hardy, *ibid.* p.95. 11-02.

条約一七二条は、理事会が条約に基いて定める規則による制裁についてEC裁判所に管轄権を与える。理事会の規則制定権は、農業政策(四三条(2)三項)、労働者の自由移動(四九条)、競争規則(八七条(1))、国家援助の許可(四九条)のほか、共同体目的のための適当な措置(二三五条)に関し認められるが、現在、刑罰を伴なう、裁判所の完全管轄権が認められるのは、競争に関する Regulation 17/62 (J. O. 1962, 204)、運送に関する Regulation 11/60 (J. O. 1960, 1121)、運送部門競争に関する Regulation 1017/68 (J. O. L 175/1) の三つであり、最初のものは八七条、第二のものは七九条、最後のものは七五条および八七条にそれぞれ関係するものである。<sup>(2)</sup> 外国刑事判決は内国で承認する制度はなく、ただ刑法五条に関し、外国における刑の全部または一部の執行がなされている場合の減軽または免除に該当するかの問題が生じうるにすぎない。<sup>(3)</sup> EC裁判所を国家裁判所に準ずべきものとする立場に立てば肯定すべきであろう。

(1) 完全管轄権 (unlimited jurisdiction) とは、フランス語の *pleine jurisdiction* の訳語であり、単に取消を求める訴のごく限定された管轄の型と対比される。完全管轄権に付託されるときは、裁判所は罰金の妥当性・その額について判断するのみならず、委員会のなした罰金を科した判決の効力についても判断しうる。申立人は一七三条に掲げる四つの不法性を原因として申立てをなしうるほか、一八四条の手續をとることも許される。

(2) A. Parry and S. Hardy, *ibid.* p. 102, 12-03.

(3) 三浦正人、同上辞典八四頁。

一七三条に定める理事会および委員会の拘束力ある行為の無効宣言を求める訴 (Action for annulment) は、一八九条に掲げる四つの理由により規則・決定など拘束力ある行為の無効宣言を求める訴であり、フランス行政訴訟手続の影響を受ける制度である。<sup>(1)</sup> この判決は法規の無効確認を求めることを目的とするから、民事判決としての承認の対象とならず、規則・決定の準拠法資格の有無についてのみ問題となることは、一六九条ならびに一七〇条事件と同様である。一七四条は、まず、「請求に理由あると認めるときは、裁判所はその行為の無効を宣言する」と定めるが、規則については必ずしもすべてが無効となるものではなく、裁判所は必要と考えるときは無効部分を限定指示しうると解せられ、命令および決定についてはすべてに及ぶとせられる。<sup>(2)</sup> 裁判所により行為が無効と宣言せられるときは、その機関は判決の執行に要する措置を執らねばならない (一七六条)。裁判所は完全管轄事件でない限り排除される措置に代わるべき措置をみずから命じ得ないのであり事項の措置を機関に付託するにとどまる。<sup>(3)</sup> この判決は、ともかく行為自体について無効が宣言せられ (一七四条)、付随的に原状回復義務を生ずしめ (一七六条)、<sup>(4)</sup> その行為の廃止を必要とし、確認ならびに反覆が禁止せられるのであるから、その行為につき準拠法資格が問題とされる場合は効力が認められないと解せられることとなる。<sup>(5)</sup>

右と同様に共同体機関に対する訴であっても、条約上の義務に違反する不作為に関する一七五条の訴は、拘束力ある行為の実行義務に限らず、例えば委員会が条約上の義務としての理事会への提案を怠るがごとき場合も包含するとし、<sup>(6)</sup> 48/65, Lüttich v. Commission, Rec. XII 29 [1966] C. M. L. R. 378 の一般的結論として、機関自体が実行拒絶について立場を表明した場合は、同条の不作為は止むとの裁判所の見解などを考慮する場合、準拠法資格に影響を及ぼす場合はほとんどないであろう。

- (1) A. Parry and SHardy, *ibid.* p.104.
- (2) P.S.R.F. Mathjisen, *ibid.* p.161. 藍鉛の色の the blue pencil rule を適用せらるる。Lipstein, *ibid.* p.320.
- (3) Mathjisen, *ibid.* p.161.
- (4) EEC Commission v. EEC Council (1971), XVII 263; 279 (59-60); [1971] C.M.L.R. 335.
- (5) Bode v. EEC Commission (1971), XVII 465, 476 (12)
- (6) Lipstein, *ibid.* p.320
- (7) わが国にEU独裁法の民事無効化の規定を適用する可能性があるとの立場に立って、56/64 and 58/64, Etablissements Costen S.A. and Grundig-Verkaufs-G.m.b.H. v. EEC Commission, Rec. xii 429, [1966] C.M.L.R. 418 のような地域的独占代理商契約の効力はわが国に争われるような場合に及ぼさなぬ。ケイソウの電気音響器具会社とソニー販売会社との間の独占的代理商契約につき、一九六六年七月三日判決に基いて、委員会が「契約全体が無効となる決定に対し」、それなら一七四条二項の明示する「規則」ではなく「決定」に於いても部分的有効の指示をした点でも特殊性を認めらるる。D. Lasok and J.W.Bridge, *ibid.* p.164; Berthold Goldman, *European Commercial Law*, 1973, p.242, n. 531; Neil Elles, *Community Law Through the Cases*, 1973, p.155.
- (8) Mathjisen, *ibid.* p.162, 3-57
- (9) A. Parry and SHardy, *ibid.* p.115 14-07

一七七条により裁判所に認められる中間判決 (Preliminary Rulings) の管轄は、直接訴訟当事者に拘束力を与へるものではないが、一六四条に定めるEC裁判所の職務実現のため極めて重要な管轄の一であり、26/62, Van Gend en Loos v. Nederlandse Administratie der Belastingen, 6/64, Costa v. ENEL など、EU法の特性としての優先性、直接適用性などに関する重要な理論が展開せられるものもこの管轄を通じてである。<sup>(1)</sup>

同条は、中間判決を行なう事項として次のものを掲げる。

- (a) 「この条約の解釈」、
  - (b) 「共同体の機関が執った行為の効力及び解釈」、
  - (c) 「理事会の行為により設置される機関の規程にこの旨の定めがある場合のこの規程の解釈」、
- の三つの問題が、いずれかの加盟国の裁判

所の繫属中の事件の決定のため必要となるときは、その国の最上級審裁判所については義務的に、それ以外の裁判所については任意的に、EC裁判所に対し解釈の付託をなすこととなる。<sup>(2)</sup> このうち(c)については理事会によるかかる機関設置権限は二三五条に求めるほかはなく、しかもその設置は理事会の拘束力ある行為によるから、実質的には(b)に属する事項であり、「規程にその旨の定めある」云々は無用の規定であるとか、實際上そのような規程が国内事件で問題となるのは、適用法規が国内法である事件につきその機関が裁判権免除を主張するがごとき極めて例外的な場合であるというごとき批判がなされており、<sup>(3)</sup> 實際上問題となるのは、(a)および(b)の場合である。

この管轄におけるEC裁判所は、各国憲法裁判所と類似した地位をもつが、なお次のごとき重要な特異性があるとせられる。

#### (一) 客観的解釈義務

一七七条の基本的構想は、各国の裁判所においては、通常同一の機関により行われる法の解釈と適用の二機能を、それぞれEC裁判所と各国裁判所に分担せしめ、前者については特にEC法の解釈の統一の実現を通じ、後者については具体的事件につきEC法をも含めた法の適用を通じて、EC法の統一的な実効性を確保しようとするものである。<sup>(4)</sup> EC裁判所は一七七条に関する最初の事件であり、条約八五条に関連する、13/61 De Genuss v. Bosch, Rec VIII 89, [1962] C. M. L. R. I 事件において、裁判所が一七七条により決定しうるのは、条約の適用ではなく、解釈の権限のみをもつものであり、その適用は加盟国裁判所に委ねられる旨を判示し、その後、6/64, Costa v. Ente Nazionale per l'Energia Elettrica (ENEL) Rec. X 1141, [1964] C. M. L. R. 425 に於て踏襲せられるべきものと見做され、<sup>(5)</sup> さらにはその解釈についても、共同体法自体についてののみ、条約の精神、文言、配置により、その意味を引き出すに

とあるのだから (joint cases 28-30/62 Rec. IX 75) 各国国内法の下にその適格性 (100/63, Rec. X 1121) 国内法と共同体により採られた措置との抵触 (30/70, Rec. XVI, 1206(4); 10/71, Rec. XVII, 729(7)) について、一七七条においては直接判断し得ず、さらに国内法の解釈もなし得ならず (78/70 Rec. XVIII 487) として、国内法の効力、解釈をEC裁判所の管轄の外におく厳格な立場を維持することにより、国内事項に関する加盟国主権につき高度の尊重を示し、また各国裁判所の解釈付託手続に関しても、国内裁判所が具体的事件の判断にあたり質問をなした動機・妥当性についてもEC裁判所の評価外の問題として (26/62, Van Gend en Loos, Rec. IX 22; 56/65, Ulm, Rec. XII 357) 各国裁判所の質問の方式 (13/61, Bosch, Rec. VIII 102) 具体的判決のための質問の必要性 (56/67, Rec. XII 357) 付託をなすについての国内裁判所の管轄の有無 (19/68, Rec. XIV 698) などについては判断し得ならずとして、各国司法権への介入と見られる危険ある場合に極めて限定的な態度を採っている。要するに、国内裁判所が各箇に、行なうことに難点が生じる共同体法の客観的解釈を共同体機関の独自の立場で行ない、しかも極端に言えば、きたるものは拒まずともいえる寛容な受け入れ姿勢により、共同体法の解釈統一の確保を推進すると共に、共同体法の立場から各国内裁判所の共同体法の適正な適用義務につき攻撃的とも見える積極的見解を表明するが、その反面その実行については各加盟国の善意に白紙委任するというECの現状の客観的認識に立ちながら統合への推進力としての巧妙な態度を示している。<sup>(14)</sup>

(二) 付託権者

条約一七七条二項は、国内裁判所で再終審でないものにつき、任意的に裁判所に解釈付託することを認める。<sup>(15)</sup> これは共同体法の意義についての議論が長びくこと、あるいは解釈の誤りを訴訟の初期の段階で防止し、迅速な解決を与え

うる点に妙味があると共に、下級審の裁判官にも共同法の運用に直接かつ積極的に参加せしめることにより共同体法への自覚をうながす利点があるとせられる。国際司法裁判所が単に政府間の関係を通じて国内組織とつながるのに比べて、直接に国内の下級裁判所との間の接触をもちながら、共同体法と国内法の相互浸透がなされてゆくのであって、共同体法の真の形成のために、両者を結ぶ「大憲章」(Magna Charta)としての重要な役割をもつとせられる。<sup>(13)</sup>

次に同条三項は最終審である国内裁判所は、共同体法の解釈につき疑義あるときは、EC裁判所へ付託すべきことを義務付けている。いうまでもなく、各国最終審裁判所における共同体法の解釈の誤りは、その国において一国的規模において採用される可能性があり、また各国の最高裁判所における意見の相違として法律衝突現象が発生することを防止するためである。第三項については、国内裁判所に付託が義務付けられることから、その「このような問題…が、…提起され」る場合の内容につき特に多くの論議を呼んだとせられ<sup>(14)</sup>、これについては Gaudet の意見のごとく裁判所の裁量を許さずすべてが付託されるべきものと解するものもあるが、<sup>(15)</sup>多数説は、当事者間、当事者と内国裁判官との間、あるいは当事者または裁判官が EC 裁判所の先例と異なる見解をもつ場合などにおいて、<sup>(16)</sup>国内裁判官が判決を下すために必要であると判断する場合のみ付託すれば足りるとせられる。<sup>(17)</sup>この場合国内裁判官としては、共同体法の「適用」の任務があることから、当該事件の関連性 (relevance or pertinence) を見ると共に、彼自身の疑問の有無でなく、すべての加盟国において適用せられる法を運用することを念頭において問題が存在するか否かを判断すべきであるとせられる。<sup>(18)</sup>

条約では、一七二条、一七三条二項、一七五条三項、一七八条、一七九条、一八一一条、一八四条などにおいては、共同法に直結する事件として個人に提訴権が認められながら、この一七七条につき個人に付託が認められないの

は、E C S C 条約の場合に比較すれば E C S C が中央集権的機構をもち、条約および機関の行為を High Authority により直接実現せられ、国内法や国内行政機関を通じて実現せられることは少なかったのに対し、E E C はより緩やかなやや権力分散的団体であり、ここでは国内裁判所や国内行政機関において条約および機関の行為の解釈が問題とされることが、任意的とはいえず下級審についても E C 裁判所に付託が認められる理由とせられており、その反面 E C 裁判所の機能維持のための負担軽減が個人の付託権を認めない基本的理由として考慮せられ、同時に濫訴の防止をも考慮しているといえよう。また E C 裁判所の手続開始後においては、(イ) 国内事件における当事者はみづから手続の停止または付託の撤回をなし得ず (13/61, De Geus v. Bosch, Rec. VIII 89, [1962] C. M. L. R. 1)。(ロ) 第三者の中間判決に介入し得ず (6/64, Costa v. ENEL, Rec. X 1141, [1964] C. M. L. R. 425)。(ク) 国内事件の当事者は、国内裁判官の提出した質問の内容を変更し得ないなど、すべて当事者の自発性は排除され、当事者は意見表明のため出席の機会が与えられることがあるにすぎない。この意味において、事件は非訟事件に近いものとも解せられ、少なくとも当事者に対しては直接拘束力をもたない。<sup>(23)</sup>

### (三) 判決の効力

(i) 国内裁判所に対する拘束力 E C 裁判所の一七七条による判決がその事件を付託した国内裁判所を拘束するかについては、一八七条事件と異なり明文の規定はなく、条約の本質をいかに解するか理論によるが、少なくとも付託した裁判所は E C 裁判所の E C 法の解釈に従わねばならないという点での拘束力は多数説により認められているといえよう。<sup>(24)</sup>

(ii) 先例拘束性の有無 ヨーロッパ大陸系の裁判所は従来英法系の先例拘束主義 (rule of precedent, stare

decisis)を採用しないが、EC裁判所も創設六箇国のそれに範を採り、先例拘束主義を採用しないものと説かれており、これは各国の憲法裁判所と同じく単審制を採るが故に、審級の経過によってでなく、時間の経過に応じて妥当性ある新たな法理論の発見を任務とすることからも合理的と評価されているものである。<sup>26)</sup> 学説として将来のすべての事件を拘束する対世的効力 (valid ergo omnes) をもつと解する説もあるが、<sup>26)</sup> 多数説は特定事件についての限定的効力 (valid quoad casum) をもつにとどまり、将来の事件に対しては単なる先例にすぎないと解する。<sup>27)</sup>

以上のEC裁判所の一七七条判決の特質をみるときは、これが民訴二〇〇条の外国判決が意味する、事実を前提とし当事者に拘束力を付与する法適用の結果と異質のものであることはいうまでもない。ただこの判決が、本来加盟国裁判所をその事件については拘束するとの立場に立つ場合に、これを無視し、或はこれを修正した加盟国内判決を、民訴二〇〇条の立場から承認することに支障がないかの問題と、先例拘束性を有しないにしても判例法として確定した解釈が認められる場合に、わが国裁判所においてEC法の適用がなされる場合にかかる判例法に依拠すべかの問題が生じよう。前者については、一般の外国判決についてその国の憲法の適用を明らかに誤っているが判決が確定している時は承認するほかはないとの立場に立つならば加盟国判決を承認するほかはなく、後者については、かかる場合は判例法としてのEC法が定立せられたものと解すべきこととなろう。

(1) A. Parry and S. Hardy, *ibid.*, p. 119.

(2) 一七九条の付託手続を、A. Campbell, *Common Market Law*, vol. 3, 1973, p. 310 以下引用の Donner 論文により引用すれば左の通りである。

まず国内裁判所の書記局からルクセンブルグのEC裁判所の書記局に付託決定書を送付し、EC裁判所は付託決定書の謄本を、(a) 本来の訴訟当事者、(b) 委員会、時に理事会、(c) 加盟国政府に送付し、二箇月内にそれらの意見書の提出を求める。訴訟当事者は通常この



権利を行使するが、委員会が覚書の提出のみを行ない、各国政府は必ずしもこの手続を採らなさいといわれる。国内裁判所は関連書類を送付するが EC 裁判所は書類の追加を請求することもある。特に、ドイツ裁判所の付託決定書には、あらかじめ望ましい結論を示唆するものがあり、EC 裁判所により有益な實行と考えられてくる。

二箇月後に、口頭審問が開かれ、そこで上述の利害関係人はそれぞれの見解を、反覆して、要約あるいは補足する。その後検察官が意見陳述した後、裁判官は判決を下す。通常 EC 裁判所への付託から判決まで四箇月乃至六箇月を要するが、それでも他の手続に対し優先的取り扱をするところにより国内裁判手続の遅延防止を考慮していると考えられる。

なお、この共同体裁判所規程附録第二〇条の条約一七〇条の關係については、D. Lasok and J.W. Bridge, *ibid.*, p. 188

- (20) A. Parry and S. Hardy, *ibid.*, p. 122, 15-08.
- (21) Pierre Pescatore, Interpretation on Community Law and the Doctrine of "Acte Clair", *Legal Problems of an Enlarged European Community*, ed. by M.E. Balthurst, K. R. Simmonds, N. March Hunnings and Jane Welch, 1972, p.34; Campbell, *ibid.*, vol. 3, p.309; Nicole Questiaux, *Interpretation of Community Law, Legal Problem of an Enlarged EC*, p.48.
- (22) P.S.R.F. Mathijssen, *ibid.*, p.164; A. Parry and S. Hardy, *ibid.*, p. 122.
- (23) Mathijssen, *ibid.*, p. 165
- (24) Willy Alexander, *The EEC Rules of Competition*, 1973, p. 51.
- (25) 客観的解釈という用語については、Pescatore, *ibid.*, (an Enlarged EC) pp.32-33 によつて、その共同体としての独自性からして一般的構造目的を重視することが必要であり、また正文が数ヶ国語であることから特有の解釈技術が必要とし、それが永久的機構であることから立法當時予見し得なかつた事態が発生しうるのに対し、解釈が創造的役割を果すなど、通常の国内裁判所を用いる客観的解釈と異つた意味で用いられることとを強調している。
- (26) Donner によつて EC 裁判所は、国内裁判所が誤つて適用問題についての質問を提出した時も直ちに却つてはならないと主張し、解釈問題だけを取り扱つて回答を行ない態度を思はれるとしている。Campbell, *ibid.*, vol. 3, p. 309.
- (27) Campbell, *ibid.*, vol. 3, p. 374, § 6.351; Pescatore, *ibid.*, p.36 note (21) .
- (28) C. J. Mann, *The Function of Judicial Decision in Economic Integration*, 1972, p. 401; Berthold Goldman, *European Commercial Law*, 1973, p.22.
- (29) 付託審問に関する III・三項を通じての解決上の問題については、A. Parry and S. Hardy, *ibid.*, p.125 によつて、(一) 国内中間判決を求める

訴訟手続 (in interlocutory proceedings) として争ひを結ばずして一致して付託権を認めず (ii) 仲裁手続については、仲裁機関は当事者対立の裁判所ではなく、仲裁判断は国内裁判所とは異なるから認められなくともその場合の国内裁判所の見解をめぐり、その基礎が充たれ

例えど国内の Scheidtsgericht な訴訟手続に於いて、事実上訴訟手続に於いて、法を適用する場合には認めらるる (61/65, Widow Vassen-Gbbels v. Beamtenfonds, Rec. xii 377, [1966] C.M.L.R. 508) (iii) 提訴権者、国内裁判所裁判官の各個人の提訴は許せらるるが、国内裁判所の態度によるな解釈としては個人の提訴を拒否する理由はなく、ただ現実には手続規定がない、なごを指摘する。

- (21) Pescatore, *ibid.*, p. 37.
- (22) Mathisen, *ibid.*, p. 163.
- (23) Pescatore, *ibid.*, p. 34, n.24 *La "Cooperation."*
- (24) Mathisen, *ibid.* p.163-164.
- (25) A. Parry and S. Hardy, *ibid.* p.127, 15-17; Pescatore, *ibid.* p.38, 40; Mathisen, p.164; D. Lasok and J.W. Bridge, *ibid.* p.191. 44号 28-30/62 Da Costa en Schaake case, 1963, RecLX 88-89 参照。
- (26) A. Parry and S. Hardy, *ibid.*, p. 127.
- (27) この点については裁判所の「中立的地位」が、国内裁判官の判断にのみ委ねられ当事者の申立を認めない点に、国内の連邦最高裁判所と特に異なる点にあり得ることを (Pescatore, *ibid.* p.40; A. Parry and S. Hardy, *ibid.* p.125) したが Acte Claire の理論、よびその意味をめぐり照直に於いて、この点に於いては、(in claris non fit interpretatio) とする、元来コンソールの Conseil d'Etat が、条約に類縁の場合にコンソール政府に類縁をなすも、慣行をなすも、司法権の独立強化の意味に用いられた理論を援用し、この点に於いて最初に適用した Shell-Berre, [1974] C.M.L.R. 462, p.481. に見られる付託権の傾向を見たことには有名な現象がある。 (Pescatore, *ibid.* p.41; A. Parry, *ibid.* p.126. 上記の参照参照) またコンソールの後の付託については、好意的態度にすぎないが, Conseil d'Etat 24/70 SYNACOMEX v. ONIC, Rec. XVI 1233.
- (28) White, Court of Justice, Campbell, *ibid.*, p. 62.
- (29) 6/64 case 24号 21 Edison Company 本国内事件に於いて訴訟参加をなす事は、国内裁判所に於いて原告的地位を認めらるるものと異なる。
- (30) Donner, *ibid.* (Campbell, *ibid.* vol. 3, pp. 308-309.)
- (31) A. Parry and S. Hardy, *ibid.* p.119, 15-02.
- (32) Donner, *ibid.* (Campbell, *ibid.* vol.3, p.310); J. T. Lange, The Common Market and Common Law, 1966 p.26.

- (25) Pescatore, *ibid.*, p. 45.
- (26) Zuccala, *Di una forma d'interpretazione giurisprudenziale autentica delle leggi*, *Giurisprudenza Italiana* (1959) IV, Coll. 134-144. (quoted by D. Lasok and J.W. Bridge, *ibid.*, p.188, n. 9.)
- (27) Pescatore, *ibid.*, p.46; N. Catalano, *Manuale de droit des Communautés Européennes* (1965) p.88, (quoted by D. Lasok and J. W. Bridge, *ibid.*, p. 187, n. 8) Donner *op.* 28-30/62, *Da Costa en Schake case* [1963] C.M.L.R.224 224-27 一七七条二項に關し、同種の問題がEC裁判所において明白に決定されている場合は同一内容について再度付託の義務はなく、内国裁判所はその先例により判決を下しうることを認めているが、これは判決に拘束力を認めることは別個であり、EC裁判所は先例である判決が不当であると考えるときは、いつでも新たな判断を示すことができると共に、各国裁判所は、他の事件において与えられた解釈を採用する事は自由であるが、採用の義務はなく、独自にEC裁判所に対して解釈の付託を行なうるのであり、その意味では付託事件につき内国裁判所を拘束するが、他の事件については道義的效果が生じ得ないものとす。 Donner, *ibid.* (Campbell, *ibid.*, p. 310)

・ 条約一八四条は、一七三条によるEC機関の行為無効の訴の提訴期間経過後においても、個人および法人に対し、機関の行為の違法性の故に<sup>(1)</sup>、その特定人については適用せられないことの判断を求めること、違法性の抗弁 (The Defence of Illegality, The Plea of Illegality) を許して<sup>(2)</sup>いる。すなわち規則そのものの一般的効力を争うものではなく、違法な規則の適用から特定人を保護するにとどまる。本条は、その用語、内容からして、EC裁判所において他の条文による係争事件がある場合に適用される限定的効果しかもたないとせられる。わが国からすれば、判決の承認としては、この抗弁が認められることに基いて下された判決そのものが問題となることから、直接この判断は承認の対象とはなり得ないが、かかる抗弁が常に同一の規則につき認められるときは、規則の一般的な無効の訴がないときも、その規則の現実的妥当性が失われ準拠法資格が認められないこととなるらう。

(1) 一八四条の「いかなる者も」(any party)に共同体機関、あるいは加盟国が包含せられるべきでない点については、D. Lasok and

### 三

一七二条に掲げる完全管轄のほか、条約は次の三つの場合に完全管轄 (Plenary Jurisdiction) を認める。

(i) 契約責任 一八一条は、「共同体が締結するか又は共同体のために締結される公法上又は私法上の契約に含まれる仲裁条項に基づいて裁判を行なう権限」を認め、かつその準拠法については二一五条一項において「共同体の契約上の責任は当該契約に適用される法律により決定される」とする。共同体と加盟国国有化電力局との契約のような公法上の契約のみならず、<sup>(1)</sup>私法上の契約全般について「仲裁条項」ある場合の管轄が認められる。<sup>(2)</sup>本条は「公法上の契約」をも含めるが、一八三条の「共同体が当事者である係争は、この理由により国内裁判管轄権から除外されることはない」の規定に対する特則としての意味をもつことから、公法上の契約と形式的に考えられるも民事裁判になじむものを意味すると考えられ、<sup>(4)</sup>また「仲裁条項」(arbitration clause, clause compromissoire) は、本条の管轄が国内裁判所への上訴を認めず、終局的拘束力ある判決をもたらす特有の意味をもつにもかかわらず、<sup>(3)</sup>一般用語としての仲裁であるかの誤解を生じる危険がある用語であるが、<sup>(5)</sup>契約準拠法に関する二一五条の存在からみるも内容的には合意専属管轄条項を意味すると考えるべきであろう。<sup>(6)</sup>従って執行については、加盟国所在のEC財産の執行については、EC裁判所の承認を必要とする点で留意すべき点は残るが、<sup>(7)</sup>本質的にはわが民訴二〇〇条の対象としての民事判決としての性質を備えている。

(ii) 非契約的責任

条約一七八条は二一五条二項に掲げる損害賠償に関する管轄を認め、二一五条二項は実体的規定として、「契約上のものでない責任については、共同体は、構成国の法に共通な一般原則に従って共同体の機関又は使用人がその任務の遂行に際して与えた損害を補償しなければならない」とする。不法行為以外の不当利得および事務管理も本条の管轄に服するものと考えられるが、不法行為以外については一般に言及されていない。<sup>8)</sup>

(a) 過失 二一五条二項はE.C.S.C旧四〇条のごとく“*Faute de service*”および“*Faute personnel*”というフランス行政法上の二つの過失を区別して賠償責任者を異にする扱いをせず、過失という用語自体をも用いているが、共同体および任務遂行に関する使用人の責任について一般的に過失を要件としているものと解されている。なお、その要件を緩和すると解する余地はあるが、無過失責任を課していることまでは疑わしいとする。<sup>9)</sup> (b) 損害 損害は、現実的であることを必要とし、例えば5,7,8,13-24/66事件では、委員会が誤って課徴金を付さない穀物輸入を許可し、その後誤りに気付いて課徴金を課した場合、(イ)事実上穀物を輸入し課徴金を支払った者、(ロ)課徴金なしで輸入した穀物の転売契約を撤回した者、(ハ)課徴金が課せられた時いまだ契約を締結していない者、を区別し、E.C裁判所は、(イ)については国内の行政上の救済手続を尽したことを証明する場合は支払い済みの課徴金を回復しうるが、(ロ)については契約による期待利益は回復し得ず、転売の相手方に対して負う責任の範囲で回復しうるが、(ハ)については認められないとする。<sup>10)</sup> (c) 行為 共同体の行為があることは当然であるが、機関の拘束力ある行為についての違法性、不適法な却下行為のごとき行政処分<sup>11)</sup>の違法性などが考えられる。このうち、前者については規則などに関し一七三条による無効の判決がなされていないにもかかわらず本条の訴を起しう

るか、あるいは一七三条あるいは一七五条による提訴の事実が本条の提訴を妨げるかにつき議論があるが、本条は私人の利益保護のための独立の手續であるとされている。<sup>(18)</sup> (d) 違法性 違法性については 4/69 事件を示すとく一七三条訴訟の四つの原因よりもはるかに広義のものを意味し、(e) 因果関係 因果関係については、直接因果関係 (a direct link) が必要であり、その結果が遠すぎるのではないとせられる。<sup>(19)</sup>

この一七八条事件は、準拠法である「構成国の法に共通な一般原則」につき、構成国において行政手續上の特殊な扱いがなされていると私法理論によって決定せられるとを問わず、ひろく国家の不法行為責任に関する法規を意味するとせられるところからも、<sup>(14)</sup> また前述のごとく一七三条訴訟、一七五条訴訟との関連が論ぜられる場合があることからして、本事件の判決はすべてわが民訴第二〇〇条の意味する民事判決であるとはいえない。従って一七八条事件が承認の対象となりうるか否かについては、わが国としては、さらにそれが例えば会社の不法行為責任と基本的に同一かどうかという私法性についての判断が必要であり、かかる私法性をもつものについてのみ、民事判決としての資格が認められよう。<sup>(15)(16)</sup>

(iii) 共同体公務員の労働事件

一七九条管轄は、契約に関する一八九条管轄の特殊な場合であるとせられるが、共同体公務員の雇傭関係は公法上の関係であり、訴訟上の防禦の権利も行政法上の一般原則に従うべきものと解せられている。<sup>(17)</sup> 共同体公務員の雇傭事件は Regulation 31 of 1962 および Regulation 258/68 が適用されるが、その九一条(1)の第一文では、実質的には一七三条、一七五条と同一の事件につき管轄を認め、第二文では Regulation 31 の定める事件および金銭的性格をもつ紛争 (disputes of a financial character) についての完全管轄権を認めている。逆に、共同体公務員の共

同体にて与えた個人的責任については条約二一五条三項の規定するごとく、職員規定 (their Staff Regulations) または雇傭条件に適用される規則を定める規定により規律せられ、EC裁判所の完全管轄に服する。<sup>(18)</sup> 従来の事件の多くは<sup>(19)</sup> 雇傭者の試用期間経過にともなう身分保障に関するものであることから推測しうるように、わが国における承認が生じる可能性はほとんどないが、民事事件の先決問題に関して、あるいは二一五条三項のごとき公務員に対し損害賠償が認められる場合、あるいは労働関係につき共同體に対する損害賠償が認められる場合は、<sup>(20)</sup> 執行免責の問題は残るが、わが民訴二〇〇条にいう民事判決に入るといえるのではなからうか。

- (1) D.G. Valentine, *The Court of Justice of the European Communities*, 1965, p. 324.
- (2) Mathisen, *ibid.*, p. 169. は共同體にかかると仲裁条項を含む多くの契約を締結してゐること、例えば E U R A T O M 条約第一〇条に於ける<sup>(1)</sup> 雇傭契約の<sup>(2)</sup> 適用を著す<sup>(3)</sup>。
- (3) C.J. Mann, *ibid.*, p. 87; A. Parry and S. Hardy, *ibid.*, p. 416.
- (4) Lipstein, *ibid.*, p. 321 及び一七二条 一七八条 一八一一条の管轄は、国内裁判所の民事事件の管轄と類似することを指摘する。ただ Lipstein, *ibid.*, p. 325 及び一七二条の行政法上の “contracts administrators” と “contracts” privés” の區別を採用しながら、ごちの場面のEC裁判所への付託を有効とする趣旨と解してゐる。
- (5) A. Parry and S. Hardy, *ibid.*, p. 418.
- (6) Lipstein, *ibid.*, p. 325 及び一八一一条に於て単に a clause submitting to the jurisdiction of the Community Court の場合と同一に認めらる。Campbell, Supplement 1973, p. 387. の一八一一条管轄の<sup>(4)</sup> 若し if such jurisdiction is conferred on it by a clause in the contract と同じ説明を<sup>(5)</sup> 共に、契約準拠法は、EC裁判所が加盟國に行われる規則を検討した結果、法律衝突の一般原則を見出すことにより決定せらるる<sup>(6)</sup> こと。
- (7) Protocol Concerning the Privileges and Immunities of the ECSC, EEC and Euratom, Art. 1.
- (8) A. Parry and S. Hardy, *ibid.*, p. 407, 36-14; D. Laasok and J.W. Bridge, *ibid.*, p. 168. 後者は、対応関係のECJの二〇四〇条を不作為行為のみを規定してゐたのに対し、ECJの二一五条二項が、「契約外の責任」というより広範圍の用語を採用する<sup>(7)</sup> ことを指摘する。

(6) A. Parry and S. Hardy, *ibid.* p. 408. 無関係者が出たが法的なものでなく、5, 7, 13-24/66, Kampfmeier v. Commission, Rec. XIII 317: 5/71, Aktien-Zuckerfabrik Schöppenstedt v. Council, Rec. XVII 975.

(7) A. Parry and S. Hardy, *ibid.* pp. 409-410.

(8) Lipstein, *ibid.* p. 323.

(9) Mathiesen, *ibid.* p. 165; Lipstein, *ibid.* 324; Lüthicke v. Commission, 17 Rec. 325, 337 (6); Zuckerfabrik Schöppenstedt v. Council, 17 Rec. 975, 984 (3),

(10) A. Parry and S. Hardy, *ibid.* p. 413, 36-24.

(11) Lipstein, *ibid.* p. 323, n. 3

(12) 例として、二一五条三項の「任務の遂行に際して」に関する唯一の事件は、5/68, Sayag v. Leduc, Rec. XIV 575, [1962] C.M.L.R. 12 に示される。勤務日にその者の個人所有の自動車を運転して交通事故を起した場合、あるいは仮に共同体の特定の機関が他人所有の疑いの土地に建築を開始し損害を与えた、というような場合などはこれに入ることにならぬ。

(13) この管轄は、准拠法に同じを国は裁判所による内容確定ならばとて不可能なものであることならば、恐らく専属管轄であるとみなす。J.T. Lange, *The Common Market and Common Law*, 1966, p.19.

(14) A. Parry and S. Hardy, *ibid.* p. 417, 1/55 case, 43, 45 & 48/59 case, 44/59 case

(15) Valentine, *ibid.* p. 316

(16) Neil Elles, *Community Law Through The Cases*, 1973, p. 283.

(17) EC裁判所が申立人の元の地位と同等の職務への復帰を要求した事件につき、職権により損害賠償請求権を認めたとのことでは、23/69 *Fielen v Commission*, Rec. XVI 547, 560, *Campbell, ibid.* v. 3 p. 380.

四

以上によって、EC裁判所の管轄というよりも、その権限とも訳すべき Jurisdiction の内容を概観し、一六九条、一七〇条、一七四条、一七七条の管轄による判決はわが国においては実効性あるEC法の確定のための重要な要素としての意味をもつものがあり、一七二条管轄は刑事判決と考えられるところから、わが民訴二〇〇条になじむものと



しては、一八一一条、一七八条、一七九条による判決の若干のものがあつてにすぎないことが明らかになつた。ただ承認のためには民訴二〇〇条の民事判決としての内容を備うることのほかに、同条の個々の要件を備えることが必要であることはいうまでもない。本稿は民訴二〇〇条全般の論点を扱うことを意図するものではないから、EC裁判所判決承認につき特に生じる論点のみを挙げれば次の諸点が問題とならう。

その一は、同条第一号の、いわゆる間接的一般管轄権が認められるかの問題である。条約一八一一条の共同体のための契約に関する管轄は、内容的には合意管轄であることは前述したところであり、直接的な一般管轄権と間接的一般管轄権は本来同一の法則によって律すべきであるとする立場に立てば、合意管轄、あるいは応訴管轄が認められることとなる。一七八条、一七九条は、前述のごとく適用法規ならびに事件の特質上、EC裁判所の立場から専屬管轄とするものであり、わが国際民事訴訟法の立場からもEC裁判所に専屬管轄を認めることが妥当である。

その二は、同条第四号の「相互ノ保証アルコト」である。これについては、判決国のわが国の判決に対する態度がわが国の外国判決に対する態度と同程度もしくはより寛大であることを要求するものと解する説と、判決国のわが国の判決の承認・執行のための条件がわが民事訴訟法第二〇〇条等の条件と重要な点において同じであれば足りると解する説がある。いずれの立場を探るにしても、EC裁判所では外国判決の承認の規定はないことからすれば、一八一一条、一七八条、一七九条の管轄のいかんにかかわらずわが国では承認されないということにならう。ただこの通説的理論については、若干の疑義が生じないではない。まず一八一一条の管轄は、前述のごとく合意管轄としての本質をもつのであるが、元來契約については準拠法についても量的無制限説、すなわち実質的関連性のない法を準拠法として指定することが認められ、またその解決方法についても自治的な仲裁になじむことが認められ、いわば國家權力と隔

離せられた自治的な解決が許されるという特質が認められる。特にEC共同体は、条約一九二条によりその執行を加盟国に委ねていることから、通常執行の前提となる外国判決の承認の制度をもち得ないのであり、この点商人的機関の仲裁判断の承認につきその相手方における承認・執行を求めることの不当性と同様のことがいわれよう。このような法律関係の特質および裁定機関の特殊性から「相互ノ保証」の要件は適用すべきでないと考ええる。次に条約一七八条及び一七九条による判決はわが国際民事訴訟法からも専属管轄と考えられる。この点についても定説と異なり、一般的に、専属管轄については「相互ノ保証」の要件は適用されないと考えたい。元来わが国の国際民事訴訟法の立場から、特定国家との公益的結合関係、あるいは会社設立無効の訴のごとき事物の性質上、その国の裁判管轄以外の管轄を完全に排斥する観念を設定した以上、わが公序良俗の違反の場合とはかく、他の要件でその管轄を否定することは、時には対世的効力をも認むべき重要な訴訟につき国際的裁判拒絶をもたらすこととなる。従って事物の性質による専属管轄が認められる場合には、「相互ノ保証」の要件を適用すべきでないとして解する立場に立てば、同様に承認の可能性が認められることとなろう。

(一) なき、一八二条管轄は、国際司法裁判所の判決の効力を当事者間、または第二国でいかなる範囲で認めるかという困難な問題であり、Christoph H. Shreuer, *The Implementation of International Judicial Decisions by Domestic Courts*, *The International and Comparative Law Quarterly*, v. 24, part 2, 1975, p.153 にも見られるごとく各国の判例も分れるところであるが、本稿ではその検討を別の機会に譲らる。

(二) 二〇〇条の適用については、より根本的な問題として、欧州共同体がそこいふ外国に該当するか否かの問題がある。欧州共同体法の研究に常につきまとう重要問題であり、例えば一九三三年の国家の権利及び義務に関するモンテビデオ条約第一条「国際法上の人格としての国家は、次の資格すなわち、(イ)永久的住民、(ロ)明確な領域、(ハ)政府及び(ニ)他国と関係を取り結ぶ能力をもたなければならぬ」(横田・高野編・国際条約集第三版、四二頁)のごとき国家観念を適用する場合、当然二〇〇条の適用とはならぬ。D. Lasok and J.W.

Bridges, *ibid.*, p.22. しかし、共同体法が単なる条約でもなく、また国家法でもない独自の完結的法体系として実効性をもつことは次第に確定的に認められているところであり、第三者的に見ればやや特異ながら連邦法類似のものが存在していると解すべきであり（岡本・欧州共同体法とその準拠法資格」第二章参照、同志社法学（未刊））、また二〇〇条は、国家裁判所と同程度の拘束性が実現している裁判所を包含すると解すべきであるとすれば、二〇〇条の承認の対象となることを認むべきである。なお「外国仲裁判断の承認及執行に関する条約」（昭三六・条約一〇）一一一条参照。

(3) 池原季雄・国際私法、三八七頁（経営法学全集第二〇巻、昭四二）。なお、江川「外国判決の承認」（法協五〇巻一一号）、同「国際私法における裁判管轄権」（法協六〇巻一号）、矢ヶ崎「外国判決の承認並びにその条件に関する一考察」（国際法外交雑誌六〇巻一号）など参照。

(4) 池原・前掲書三八三頁。尤も私見は、間接管轄の基準は、本案の性質上合理的である場合は、直接管轄と異ることがありうると解する。

(5) 池原季雄・平塚真、涉外訴訟における裁判管轄、二三三頁（実務民事訴訟法講座六巻、昭四六）。

(6) 池原教授は、前説を判例・学説の多数の認めるところであると、教授自身は、江川教授と共に後説を採られる。池原・国際私法、経営法学全集二〇巻、三八八頁。

(7) 「相互ノ保証」の要件を適用する立場に立つ場合には、更にEC裁判所自体に承認の制度を必要とする理論や、EC裁判所は条約一九二条により執行を国内機関および国内民事訴訟法に委ねていることから執行の前提たる判決承認は構成国の全部あるいは多数国でなされていれば足りるとする理論などが考えられよう。

## 五

以上にみるごとくEC裁判所の判決は、判決と名付けられるものの、多くはわが国においてはその地における準拠法としての実効性についての判断の要素となるものであり、しかもそれが多くは経済行政法規であることからしてその地の債務強行法規の民事的効力をわが国においても認めるという前提に立ってのみ意味をもち、また民事判決とみなすべき判決についても、「相互ノ保証」につき定説と甚だ異なる立場に立たねば承認の可能性がなく、また事件そ

のものもわが国との関連性が少ないことが考えられる。その意味では、現状ではいささか実用的価値に薄い問題ではあるが、将来への発展を続ける欧州共同体の現状からしてその裁判所判決がわが国際私法事件に対してもつ関連性につき、敢て結論を求めたものである。

(昭和五〇年一月二三日稿)